

●施設基準

小児かかりつけ診療料および機能強化加算について

当院をかかりつけ医にいただける患者さんに対しては、次のような診療を行います。

- 1.急な病気の際の診療や、慢性疾患の指導管理を行います。
- 2.発達段階に応じた助言・指導等や、発達障害を疑う患者さんの診察、保護者からの相談、不適切な療育にも繋がりうる育児不安等の相談、その他健康相談に応じます。当院は公認心理師と一緒に発達外来を行っています。
- 3.健康診断の結果、予防接種の受診状況を定期的に確認し、接種の時期についての指導を行います。
- 4.他の医療機関で処方された医薬品を把握し、必要な服薬指導を行います。
- 5.必要と判断した場合は、専門医師や専門医療機関へご紹介します。
- 6.診療時間外（診療後数時間）は電話でのご相談・問い合わせに対応しています。

時間外の対応について

- ・時間外は診察しておりませんが、できる限り電話での相談には応じています。電話番号 0820-25-3341 へおかけください。
- ・他の医療機関に通院されている患者さんの病状については相談を受けかねますので、他の医療機関をかかりつけにされている患者さんはかかりつけ医にご相談下さい。
- ・すぐに対応できない場合は、下記の提携医療機関か小児救急電話相談にご相談ください。

徳山中央病院 代表	0834-28-4411
周南こども QQ（徳山中央病院内）	0834-28-9650
国立病院機構岩国医療センター	0827-34-1000
周東総合病院	0820-22-3456
小児救急電話相談	# 8000

明細書発行体制等加算

- ・明細書を無料で発行しています。

外来感染対策向上加算

- 外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行います。
- 受入れのために必要な感染防止対策として、空間的・時間的分離により発熱患者等の動線を分ける等の対応を行う体制を有しています。

一般名処方加算

- 一般名処方を行います。先発品のお薬ご希望の方は調剤薬局でその旨をお伝えください。

機能強化加算

当院では、地域におけるかかりつけ医機能としての対応を行っております。

生活習慣病管理料(Ⅰ)・(Ⅱ)

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に対し、療養指導を受けておられる方が対象になります。年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は令和6年(2024年)6月1日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた『特定疾患管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。

本改定に伴い、令和6年(2024年)6月1日から厚労省の指針通り、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする方で、『特定疾患管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行します。

この度の改定によって、患者さんの皆様には、個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』に、ご署名(サイン)を頂きますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。